

知って安心！「成年後見制度」 ～市民後見人が活躍しています！～

共生社会推進課
☎048(456)5364

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより財産管理などの重要事項を一人で決めることが難しい場合に、後見人等が本人の意思を尊重しながら財産管理や契約行為などを行う制度です。

市民後見人が活躍中！

市民後見人養成講座を受講し、成年後見制度に関する知識を身に付けた人の中から、家庭裁判所が選任した人のことを市民後見人といい、現在市では、3人の市民後見人が活躍しています。

同じ地域に住む市民の目線を生かしたきめ細かな支援を、基幹福祉相談センター（後見ネットワークセンター）などのサポートを受けながら行っています。

～本人の思いに耳を傾けて～

「誰かのために活動したい」という思いがあり、自身の持つファイナンシャルプランナーの資格や知識を生かすことができると、市民後見人になることを決心しました。自身の経験をもとに、お金の管理を希望する人の声を聞き、相手の希望に寄り添うことを大切にしてきました。訪問の際には趣味などの会話を増やすことで、訪問が楽しい時間となるように意識しながら活動しています。



▲市民後見人 梅川さん

成年後見制度利用促進イベント「市民後見人と話してみよう！」

とき 12月13日(土) 10時～11時30分

ところ 市民会館仮設会議室(マルイファミリー志木8階)

対象 成年後見制度に興味のある人 **定員** 40人

講師 市民後見人 **アドバイザー** 大貫 正男さん・高橋 明子さん(司法書士)

申込み・問合せ 12月10日(水)までに電話で、基幹福祉相談センターへ ☎048(456)6021 ▲市ホームページ



マイナンバーカードの申請をサポートします

総合窓口課 ☎048(473)1495

市では、マイナンバーカードに必要な写真撮影や申請代行などの補助を無料で実施します。予約不要で利用することができますので、この機会にぜひご利用ください。

マイナンバーカードは1か月程度で簡易書留などでご自宅へ郵送します(紛失の場合や書類に不備がある場合は窓口交付)。

マイナンバーカード申請補助窓口のご案内

とき 12月13日(土) 10時～13時 **ところ** コミュニティスペースつつじ(マルイファミリー志木8階)

▼駐車券サービスはありませんのでご注意ください。

対象 マイナンバーカードを取得していない人

持ち物 ①本人確認書類(AまたはB)

A:運転免許証、旅券、在留カードなど(写真付き有効期限内のもの)のうち1点

B:資格確認書、年金手帳、預金通帳、学生証(氏名、住所記載のもの)などのうち2点

②通知カード、マイナンバーカード(有効期限切れ、券面満欄など)、住民基本台帳カード

▼②は持っている人のみ、受付時に回収します。

注意事項 当日、写真撮影と暗証番号(アルファベットと数字を組み合わせた6字以上のものを1つ、数字4桁のものを3つ)の設定をします。